

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百三十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部長からさいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届け出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司